

令和7年度青森県消費生活審議会及び
青森県消費者教育推進地域協議会

第5期消費者基本計画の概要について

令和7年7月30日
消費者庁地方協力課



消費者ホットライン188
イメージキャラクター イヤヤン

第5期消費者基本計画(令和7～11年度)について

消費者基本計画とは

- 長期的に講ずべき消費者政策の大綱（根拠：消費者基本法第9条）
- 第5期基本計画の計画期間：令和7～11年度（5箇年）
- 決定から3年目を目処に中間点検、取組については不断の見直しを行う

第5期消費者基本計画のポイント

デジタル化・高齢化等により社会情勢が大きく変化する中で、

➤ 消費者が信頼できる公正な取引環境の確保



- デジタル市場における消費者被害の特定と対策
- SNS等のトラブル被害における警察機関等との連携
- 違法・有害情報等からの消費者利益の擁護 等

➤ 消費者力（気づく力、断る力、相談する力など）の実践



- 消費者教育の推進
- カスタマーハラスメント対策、食品ロス削減の推進 等

➤ 誰一人取り残されることのない社会の構築



- 地方消費者行政の充実・強化
- 見守り活動（消費者安全確保地域協議会・アウトリーチ）の推進等

安心・安全で豊かな消費生活の実現 を目指す

【参考】消費者基本計画の策定経緯

- ・ 平成16年 6月 消費者保護基本法 改正
（消費者基本法に改称）
- ・ 平成21年 9月 消費者庁、消費者委員会発足

【第1期基本計画】（平成17～21年度）

【第2期基本計画】（平成22～26年度）

⋮

【第5期基本計画】（令和 7～11年度）

第5期消費者基本計画(令和7～11年度) 構成

【第1章 消費生活を取り巻く現状の課題 ～消費者政策のパラダイムシフトの背景～】

1. デジタル技術の飛躍

- (1) 消費生活におけるデジタル技術の浸透
- (2) 消費者の取引環境の急激な変化に伴う環境整備の必要性

2. 消費生活のグローバル化の進展

- (1) 海外事業者との取引の増加
- (2) 訪日外国人旅行者等の消費の拡大

3. 社会構造の変化

- (1) 消費生活に配慮を要する消費者の拡大
- (2) コスト等の適切な価格転嫁に対する理解の醸成

4. より良い社会の実現と国際協調への貢献

- (1) 持続可能でより良い社会の実現
- (2) 事業者と消費者の共創・協働

5. 緊急時における消費行動の変化

社会情勢
・
背景

【第2章 本計画における消費者政策の基本的な方向性と目指すべき姿】

1. 消費者政策の基本的な方向性

- (1) 消費者政策の価値規範に関する考え方の転換
- (2) 消費者法制度の再編・拡充

2. 消費者政策の目指すべき姿

- (1) 消費者が信頼できる公正な取引環境の確保
- (2) 全ての世代における「消費者力」の実践
- (3) 持続可能で包摂的な社会の実現

目指す
べき姿

【第3章 多様な主体が連携して推進する消費者政策】

1. 地方消費者行政の推進

- (1) 人口減少・高齢化、デジタル化に対応した地方消費者行政の方向性
- (2) 消費生活相談体制の充実
- (3) 地方における見守り活動
- (4) 地域社会における消費者教育推進の拠点
- (5) 地方消費者行政予算の拡充の促進と国の支援の充実

2. 事業者の責務と期待

- (1) 事業者の責務
- (2) 事業者の自主的な取組に対する期待

3. 消費者への期待

- (1) 消費者への期待
- (2) 消費者団体への期待

4. 行政、消費者及び事業者の連携による持続可能な社会の実現

持続的な社会の実現に資する商品・サービスの提供・購買・広報

主体間の
連携

【第4章 消費者政策における基本的な施策】

1. 消費生活を取り巻く現状の課題への対応

- (1) デジタル技術の飛躍への対応
- (2) 消費生活のグローバル化の進展への対応
- (3) 社会構造の変化への対応
- (4) より良い社会の実現と国際協調への貢献への対応
- (5) 緊急時における消費行動の変化への対応

2. 消費者の安全及び自主的かつ合理的な選択の機会の確保

- (1) 消費者の安全の確保
- (2) 消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保
- (3) 消費者被害の防止及び救済

3. 消費者政策推進のための関係部局間の連携

基本的な
施策

消費生活を取り巻く現状の課題 [第1章]

消費生活を取り巻く現状

1. デジタル技術の飛躍

- ・**モバイル端末**の保有率は**約86%** (2023年)
- ・**65歳以上**の**約60%**が**SNSを利用** (2023年)
- ・**SNS関係**の相談は**約8万件**で**5年前の約4.3倍**
(2023年)

2. 消費生活のグローバル化の進展

- ・**海外事業者との取引**の市場規模は**4,208億円**、この**5年間で約1.5倍** (対米国・中国、2023年推計値)
- ・**CCJのチャットボット**※へのアクセスは**7,707件**、この**5年間で約3.3倍** (2023年度)

※ 国民生活センターが運営。海外事業者との取引に関するトラブルの相談窓口(CCJ)が、相談内容ごとの類似事例や対応方法を案内。

3. 社会構造の変化

- ・**2038年**には、**3人に一人が65歳以上**
- ・**2040年**には、**65歳以上の世帯の43%**が**単独世帯** (いずれも、国立社会保障・人口問題研究所令和6年推計)

4. より良い社会の実現と国際協調への貢献

- ・SDG12: **「つくる責任、つかう責任」**の実現が重要

5. 緊急時における消費行動の変化

- ・能登半島地震においても**災害便乗商法**や**義援金詐欺**が発生

誰もが消費者トラブルに遭遇する可能性

⇒ **誰一人として取り残されることのない持続可能な社会の実現**

対応すべき主な課題

世代を問わず
SNSの利用率が増加



SNS等を利用した消費者トラブルが急増

認知症や独居の高齢者等の増加



**相談にたどり着かず被害が埋もれる
おそれのある消費者の増加**

消費者政策の基本的な方向性と目指すべき社会の姿 [第2章]

- 第1章で示した課題(高齢化やデジタル化、国際化等)を踏まえた消費者政策の価値規範に関する考え方の転換(パラダイムシフト)
- 本計画が目指すべき社会の姿の提示

1. 基本的な方向性

- 消費者政策の価値規範に関する考え方の転換

一定のモデルとして
「一般的・平均的・
合理的消費者像」

一定のモデルとして
「一般的・平均的・
合理的消費者像」

だけでなく、

・全ての消費者が有する多様な「消費者の脆弱性」に着目
・情報、時間、関心等を提供する場合も消費者取引として捉えていく

- 考え方の転換を踏まえた消費者法制度の再編・拡充に向けた検討

2. 目指すべき社会の姿

(1) 消費者が信頼できる公正な取引環境の確保

- ・デジタル化等により複雑・巧妙化する消費者トラブルに対する、包括的な規制や予防・救済の観点を含めた対策の在り方の検討
- ・行政と事業者等の協働による、悪質な事業者が市場から排除される仕組みの形成 等

(2) 全ての世代における消費者力の実践

- ・消費者市民社会の実現に向けた消費者教育の推進
- ・消費者と事業者のコミュニケーションの深化
(カスタマーハラスメント対策を含む) 等

(3) 持続可能で包摂的な社会の実現

- ・どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられる体制の維持強化
- ・誰一人取り残されることなく、安心して安全な消費生活を営むことができる社会の構築 等

多様な主体の連携 [第3章]

- 地方消費者行政の推進
- 事業者の責務と期待
- 消費者への期待
- 行政、消費者及び事業者の連携による持続可能な社会の実現

1. 地方消費者行政の推進

○地方消費者行政の体制整備は引き続き最重要政策課題の一つ

- ・地域の消費者の安全・安心の確保
- ・消費者政策の基盤
(政策の企画立案・執行に活用)

○人口減少等の中、より効率的な体制整備を促進し、ユニバーサルサービスとして全国的に維持・拡充する必要

○このため、地域の実情に応じて、

- ・広域連携等の活用
- ・都道府県による市町村の援助や調整
- ・消費生活相談員の確保・技能向上
- ・デジタル技術の活用による相談体制の強化
- ・高齢者等の見守り活動の充実
- ・消費者教育の充実 等

※ 国及び国民生活センターによる支援を更に充実

2. 事業者

- ・消費者の安全及び公正な取引の確保に努める。

3. 消費者

- ・消費者力(気づく力、断る力、相談する力など)を身に付け、実践する。

4. 行政、消費者及び事業者の連携による持続可能な社会の実現

- ・持続可能な社会の実現に資する商品・サービスの提供とともに、これを選択していく。

消費者政策における基本的な施策 [第4章]

- 消費生活を取り巻く現状の課題(第1章)への対応
- 消費者の安全及び自主的かつ合理的な選択の機会の確保
- 消費者政策推進のための関係部局間の連携

1. 消費生活を取り巻く現状の課題(第1章)への対応

(1) デジタル技術の飛躍

- ・取引環境のデジタル化に伴う課題について、国際機関の議論への積極的な参加、諸外国の取組も参考にしつつ必要な対応
- ・特定商取引法等の効果的な執行
- ・個人情報 の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護
- ・違法・有害情報等からの消費者利益の擁護
- ・決済サービスの多様化への対応 等

(2) 消費生活のグローバル化

- ・越境消費者トラブル対応のため海外機関との連携強化 等

(3) 社会構造の変化

- ・見守りネットワーク(消費者安全確保地域協議会)の設置、見守り活動の充実
- ・高齢者等終身サポート事業者ガイドラインの周知
- ・成年後見制度等の活用 等

(4) より良い社会の実現と国際協調への貢献

- ・消費者教育の推進
- ・エシカル消費・消費者志向経営等の推進
- ・カスタマーハラスメント対策
- ・食育・食品ロス削減の推進 等

(5) 緊急時における消費行動の変化

- ・災害便乗行為等への対応 等

2. 消費者の安全及び自主的かつ合理的な選択の機会の確保

- ・高齢者や子供をはじめ消費者の安全、公正な取引、悪質商法対策、被害の適切・迅速な救済 等

3. 消費者政策推進のための関係部局間の連携

- ・国・地方公共団体の関係部局が連携し、情報共有や役割分担を行い、本計画に基づく施策を推進

地方消費者行政の推進（第3章より抜粋）

第3章 多様な主体が連携して推進する消費者政策

1. 地方消費者行政の推進

(1) 人口減少・高齢化、デジタル化に対応した地方消費者行政の方向性

地方公共団体が実施する消費者行政は、当該地域の消費者の安全・安心の確保と共に、消費者被害の情報がPIO-NETを通じて集約・共有され、国及び地方公共団体の消費者行政の企画立案及び執行に活用されるなど、消費者政策の基盤でもあり、その体制整備は引き続き最重要政策課題の一つである。消費者庁設置時から、消費者庁は地方公共団体と連携して、地方消費者行政の体制整備を推進し、市町村（政令市を除く。）における消費生活センターの数が2009年の351か所から2024年には736か所に倍増、消費生活センター設置市町村数でも379から1,132に増加、市町村等における消費生活相談員も約1,800名から約2,500名に増加する等の成果を上げてきた。特に、人口10万人未満の市町村において消費生活センター設置自治体数が164から875に増加するなど、身近な相談窓口が充実した。

他方、人口減少等により、人口規模が小さい地方公共団体等で、行政需要に対して提供できる行政サービスが追いつかなくなる状況が顕在化しつつある。そうした中でも、どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられ、消費者の安全・安心が確保される体制をユニバーサルサービスとして全国的に維持・拡充するためには、これまでの成果の上に立って、より効率的な体制整備を促進していく必要がある。このため、地域の実情に応じて、広域連携等の活用、都道府県による市町村の援助や調整、消費生活相談員の確保・技能向上、デジタル技術の活用による消費生活相談業務の効率化・高度化等により、消費生活相談体制の強化を促進するとともに、高齢者等消費生活上特に配慮を要する消費者への見守り活動の充実、消費者教育の充実等を促進する。その際、国及び国民生活センターによる支援を更に充実させていく。

PIO-NETの刷新(消費生活相談DX)

	消費者向けFAQ（自己解決支援）
現状	解決方法をWebで調べても見つからない。 消費者庁、国民生活センター、各自治体のホームページに注意喚起があるが、どれを見ればよいかわからない
DX後	ポータルサイトにFAQを掲載し、消費者の自己解決を支援。 2023年4月より、先行的な実証実験として、「消費者トラブルFAQサイト」を国民生活センターにて開設

	ナレッジ（相談員向けFAQ）の整備
現状	相談処理の情報収集にあたり、紙のマニュアルや研修資料、PIO-NET等から必要な情報を自分で探し出す必要がある 紙の資料とPC画面を行ったり来たり...
DX後	相談の大まかな内容を入力すると、ナレッジ（相談員向けFAQ）が自動で表示。 相談員の負担が軽減され、相談対応の質が向上 ぴったりのナレッジが自動で表示された！ Q.迷惑メールを止める方法がありますか？ A.迷惑メールへの一般的な対処方法は... ①差出人アドレスを... ②キャリアやプロバイダの...

＜スケジュール＞

2025年度
・システム構築作業

2026年度

- ・4月 β版リリース
- ・5月 研修開始
- ・9月 新システムに切替(現行システムは9月に終了)

地方消費者行政の推進（第3章より抜粋）

第3章 多様な主体が連携して推進する消費者政策

1. 地方消費者行政の推進

(2) 消費生活相談体制の充実

人口減少等により我が国全体で人手不足の状況にある中、消費生活相談員の年齢構成は60歳代以上の方が5割を超える(※)など消費生活相談員の高齢化も相まって、今後も消費者にとって身近な消費生活相談体制を維持・強化していくために必要な消費生活相談の担い手確保が深刻な課題となっている。このため、消費生活相談員の養成のための取組を強化する。具体的には、消費生活相談員の職務内容や社会的意義・重要性を効果的に発信し、関心を持つ層を掘り起こすとともに、国及び地方公共団体が連携して消費生活相談員の担い手確保のための事業を計画的に実施する。あわせて、地方公共団体への働き掛けや支援などを行い消費生活相談員の処遇改善を図る。

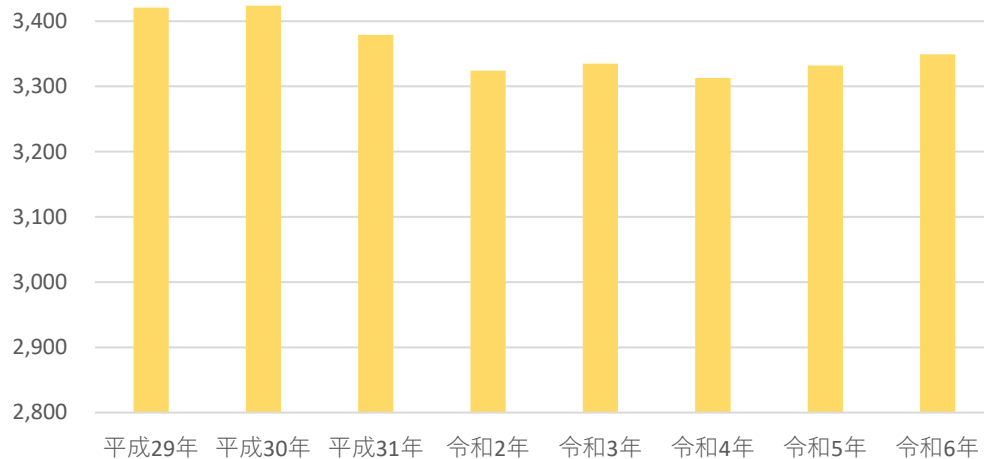
(※)60歳代が全体の41.7%、70歳代以上が全体の8.9%となる(「地方消費者行政の現況『令和6年度 地方消費者行政の現況調査』」(令和6年10月 消費者庁))。

消費生活相談員の現況

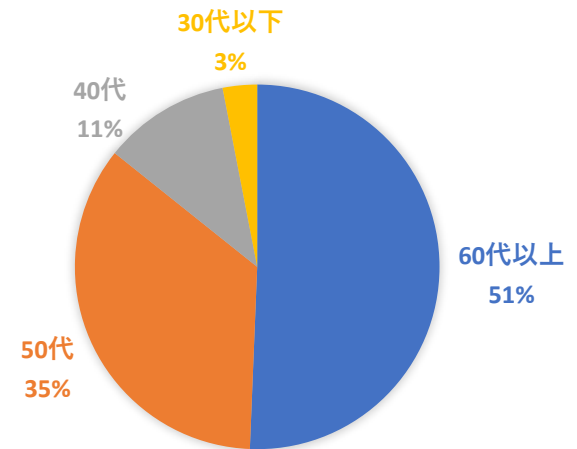
【消費生活相談員の現況（令和6年度地方消費者行政の現況調査より）】

- 地方消費者行政活性化基金による支援が開始された平成22年頃から相談員数が大幅に増加。近年では、3,300人台で推移。
- 相談員の年齢構成は、令和6年には60代以上が過半に。

消費生活相談員数の推移



消費生活相談員の年代（令和6年度）



【地方自治体からの声】

- 募集が少なく、都市部では相談員の奪い合いが起きている。
- 相談員という職業に魅力を感じてもらえていない。資格を取った方も民間で働く人が多い状況。
- 相談員を数ヶ月にわたって募集しているが、1年近く募集してもなり手がいない。県センターでは市町相談員の支援業務も行っており、ある程度の知識が必要であることから、国家資格保有者を要件としているが、資格を保有している方からの応募がない状況。
- 相談員の高齢化が懸念される。
- 自立した生活を考えると処遇がネック。ステップアップできない仕事であり若手の成り手を確保できない。

急速な高齢化が進む相談員の担い手確保は、今後の相談体制維持・強化にとって大きな課題。

令和7年度 消費生活相談員担い手確保事業

令和7年度 消費者庁委託事業 消費生活相談員担い手確保事業

消費生活相談員になるための講座

人に寄り添い、暮らしを守る。消費生活相談員を目指してみませんか。

国家資格等の
取得にチャレンジ！



プログラム A 7月1日開講 	講座趣旨	消費生活相談員資格（国家資格※2）試験の合格を目指すための講座
	受講対象	消費生活相談員資格（国家資格※2）を保有していない方
	受講方法	eラーニング講座（録画配信）
	定員	2,000名 ★先着順
	申込期間	6/18（水）12：00～（定員に達した時点で受付終了）
	申込フォーム	次のURL又は右記QRコードのリンク先よりお申込み 【URL】 https://questant.jp/q/2025ninaite



（受講対象に合致する方は、AとB両方受講することも可能、受講料はいずれも無料です。）

プログラム B 9月13日開講 	講座趣旨	消費生活相談実務に求められる実践的知識及びスキルを学ぶための講座
	受講対象	現在消費生活相談業務に就いていない方 （プログラムAを受講する資格未保有※3の相談員は受講可）
	受講方法	・オンライン生配信 座学型8講座／参加型1講座（計5日） ・対面 参加型2講座（計1日） ★対面は全国10地域で開催予定。開催地域は決定し次第、以下消費者庁のホームページ内で公表。 https://www.caa.go.jp/policies/policy/local_cooperation/syste_m_improvement/consumer_affairs_consultants.html
	定員	300名 （10地域合計） ★定員以上の応募があった場合、志望動機により判断のうえ、場合によっては抽選とする ★対面講座開催地及びその隣県にお住まいの方を一定数優先する
	申込期間	8/7（木）～8/21（木） ★先着順ではありません
	申込フォーム	次のURL又は右記QRコードのリンク先よりお申込み 【URL】 https://questant.jp/q/2025programb



事前説明会の実施

プログラムA及びBの事前説明会をZoomウェビナーによるオンラインで実施いたします。受講希望の方は、ぜひご参加ください。当日は、以下URL又はQRコードよりご入室ください。（事前申込不要 / 950名定員 ※先着順）

6/7（土）14:00～14:45

参加URL： <https://zoom.us/j/94426054413>



アーカイブ配信

事前説明会の様子を後日アーカイブ配信します。当日参加できない方は、ぜひこちらをご覧ください。

（URL） <https://jica-home.jp/ninaite-2025>



- ※1 全国の自治体に設置されている消費生活センター等で、消費者トラブルの解決や被害防止の業務に従事している。
- ※2 消費生活相談員資格（国家資格）とは、消費者安全法に基づく消費生活相談員の資格。資格試験については、裏面参照。
- ※3 消費生活相談員資格（国家資格）・消費生活アドバイザー・消費生活コンサルタント・消費生活専門相談員のいずれも未保有の方。

講座の内容

プログラムA（eラーニング講座）

■全33講座、全35時間程度を予定

【内容】消費生活相談員の役割／消費者問題／消費者行政と消費者関連法／民法／消費者契約法／特定商取引法／割賦販売法／金融商品／多重債務と貸金業法／景品表示法／製品安全／衣食住に関わる知識／環境・エネルギー／民事紛争／経済一般／企業経営／社会保障制度／消費者教育／試験対策講座／論文の書き方講座 など
＜7/1（火）より視聴可/順次動画をアップ＞



消費生活相談員資格（国家資格）試験

以下いずれかの試験に合格すると、消費者安全法に基づく消費生活相談員の資格（国家資格）を取得することができます。詳細は各URL又はQRコードのリンク先をご確認ください。

1. 消費生活相談員資格試験

主催：（独）国民生活センター

【URL】 <https://www.kokusen.go.jp/shikaku/shikaku.html>



2. 消費生活アドバイザー試験

主催：（一財）日本産業協会

【URL】 <https://www.nissankyo.or.jp/adviser/siken/about-test.html>



プログラムB（オンライン&対面講座）

■全11コマ（6日間）17時間程度を予定 ※いずれも土日祝に実施

1. オンライン生配信講座 4日

座学型（8講座）

【内容】事例中心の実務に則した内容
例：賃貸住宅関連／訪問販売／美容関連
マルチ関連／ネットトラブル／など
【日程】9/13・20・27・10/4
1日2コマ、13～17時の間を予定

2. 対面講座（2講座）1日

【内容】事例検討 1・2

【日程】10/11～11/3の間で調整中
上記のうちいずれか1日
1地域あたり1日実施
10時～17時の間を予定
2講座を1日で実施

3. オンライン生配信講座 1日

参加型（1講座）

【内容】ロールプレイング
【日程】11/15～1/17
上記のうちいずれか1日
1人あたり1回受講

プログラムA及びBを受講し、一定の条件をクリアした方に限り、ガイドライン※4により国家資格合格者と同等と認められる者の想定として明記される「消費生活コンサルタント」の資格を取得する機会があります。（表面※3にあるいずれの資格も保有していない方に限ります。）

※4 改正消費者安全法の実施に係る地方消費者行政ガイドライン（平成27年消費者庁）

本講座の特徴

充実の講師陣

各テーマを専門とする弁護士や現役の消費生活相談員等が登壇します。

※各講師がレジュメを用意します。（各自でダウンロードしてご用意いただきます。）

2つの試験を同時に対策

プログラムAは、消費生活相談員資格試験と消費生活アドバイザー試験の両方に対応したカリキュラムです。

就業を見据えた支援（初心者でも大丈夫！）

プログラムBでは、消費生活センターでの勤務を見据え、消費生活相談員の実務講座も実施します。

※本講座は消費生活相談員資格試験の合格や消費生活センター等への就職を約束するものではありません。

※本講座は国の事業であり、受講者には本講座及び消費生活相談員試験の受験状況等に関するアンケートにご協力いただきます。

※本講座の受講料は無料ですが、通信料、交通費、国家試験の試験受験料は自己負担となります。

また、レジュメは各自でダウンロードしてご用意いただきます。

※受講にはパソコンやスマートフォンが必須となります。端末はご自身でご用意ください。

問合せ先（受託事業者）

一般財団法人日本消費者協会 〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-18-1 千石ビル3階

【専用ヘルプデスク】メール： 2025soudanin@ai-spt.jp 電話：0120-121-009 ※10時～18時

※原則メールでお問合せいただきますようお願いいたします。

本事業は、消費者庁より委託を受けた一般財団法人日本消費者協会が実施します。

地方消費者行政の推進（第3章より抜粋）

第3章 多様な主体が連携して推進する消費者政策

1. 地方消費者行政の推進

(3) 地域における見守り活動

高齢化・単身世帯化の更なる進行により、配慮を要する消費者への対応を強化する必要がある。そのため、消費者安全確保地域協議会（以下「見守りネットワーク」という。）の活性化や見守り活動の充実を地域の実情に応じて促進する。その際、消費者行政部局のみならず、福祉（※）、教育、防災部局など地方公共団体の関連する部局、警察、地域包括支援センター等との連携や、消費生活協力団体、消費者団体、福祉関係事業者・団体、まちづくり・地域づくり活動団体、金融機関・小売・流通事業者等、更には消費生活協力員や民生委員等の多様な主体の連携により、人口規模や地理的な環境等を踏まえ、既存のネットワークとの連携を含め、柔軟かつ重層的な取組を促進する。

消費者庁は、先進的なモデルの創出や優良事例の抽出及びこれらの横展開並びにガイドラインの充実など制度面の整備や地方公共団体の活動の支援に取り組む。また、見守り活動の担い手を増やすべく、消費生活協力員・協力団体の養成に取り組む。こうした取組により、消費者被害の防止に資する情報が必要とされる消費者に着実に届けられるとともに、被害の発見や消費生活センター等への取次ぎによる被害の救済に向けたネットワークの構築・強化を促進する。

（※）例えば、重層的支援体制整備事業と見守りネットワークの積極的な連携の促進が重要である（令和3年10月1日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課長、消費者庁地方協力課長発 都道府県等民生主管部長、消費者行政主管部長宛通知「重層的支援体制整備事業と消費者安全確保地域協議会制度との連携について」）。

消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）

高齢化、独居化の更なる進展等に伴い、被害の未然防止・拡大防止に向けては、相談を待つだけではなく、多様な主体と連携した地域における日々の見守りを通じ、能動的に消費生活センターへつなぐ仕組みづくりが重要。

地域における見守りネットワーク
(消費者安全確保地域協議会)

3つの主な機能

1. 消費者に情報を届け、注意を呼びかける

ex. 民生委員による地域の訪問時、自治会・町内会の集会、介護サービス利用時・検診時に一言
出前講座の実施、消費者教育の実施

2. それぞれの活動の中で、消費者の異変に気づき、

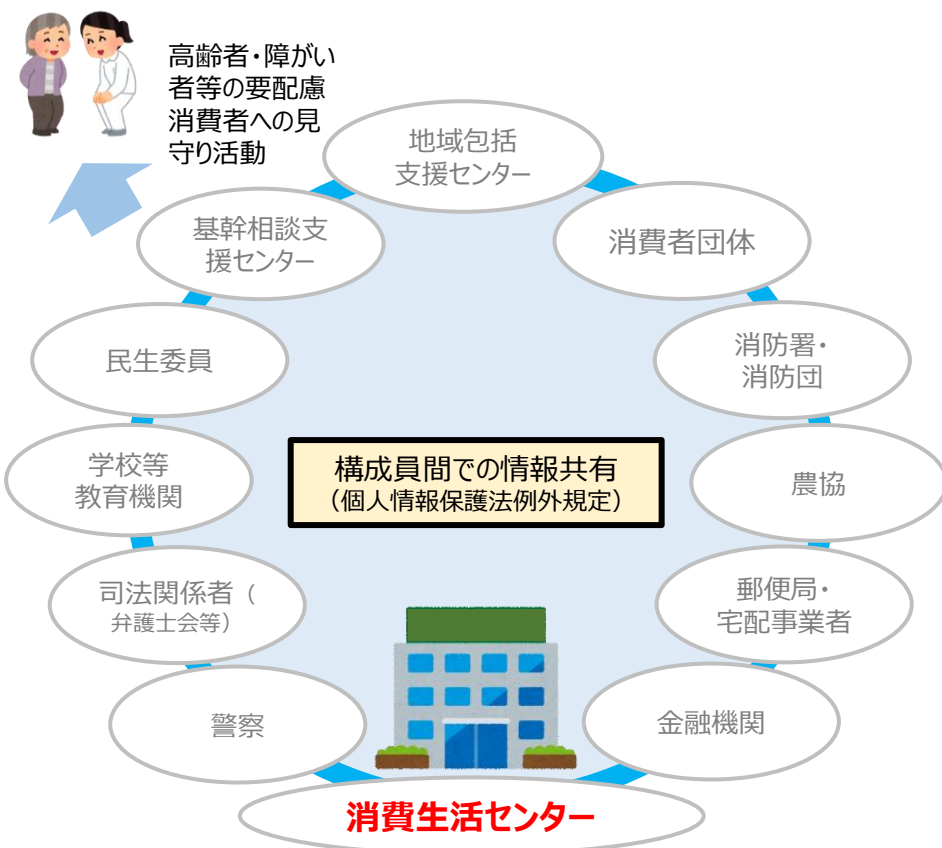
ex. 介護ヘルパー・保健師の訪問時、民生委員の訪問時…
ATMでの出金時、コンビニでの支払時、宅配時…

3. 異変に気づいた場合は、専門相談窓口 (消費生活センター) につなぐ

・協議会の構成員間では、消費者の安全確保のために必要な情報を共有可（個人情報保護法の例外規定）

⇒見守りリストを作成して効果的な見守り活動も可能

※更に、福祉等の他分野と有機的に連携することで、消費者被害の発見を契機とした、生活保護・成年後見・障がい者支援等の福祉的な手当て等へつながることも期待される。



⇒ 消費者被害の未然防止・拡大防止・早期発見・早期解決へ

消費者安全確保地域協議会設置自治体一覧

都道府県名	設置自治体名
北海道	北海道、豊浦町、江別市、釧路市、登別市、北見市、石狩市、湧別町、洞爺湖町、乙部町、恵庭市、中札内村、浦河町、鷹栖町、紋別市、奥尻町、幕別町
青森県	青森県、八戸市、板柳町、南部町、野辺地町、おいらせ町、五所川原市、三沢市、藤崎町、つがる市、田子町、鶴田町、十和田市、田舎館村、三戸町、外ヶ浜町、六戸町、深浦町、階上町、五戸町、東北町、西目屋村、平内町、新郷村、六ヶ所村、弘前市、今別町、横浜町、蓬田村
岩手県	岩手県、矢巾町
宮城県	仙台市、大崎市
秋田県	北秋田市、大館市、能代市
山形県	山形県、山形市、米沢市、飯豊町、東根市、金山町
福島県	福島県、西会津町、南相馬市、福島市、広野町、石川町、鏡石町
茨城県	笠間市、取手市、水戸市
栃木県	栃木県、那須町、下野市、那須塩原市、矢板市、小山市、壬生町、佐野市、大田原市、那珂川町、那須烏山市、上三川町、塩谷町
群馬県	渋川市、館林市、邑楽町
埼玉県	行田市、日高市、吉川市、小鹿野町、志木市、上尾市、白岡市、加須市、桶川市、鴻巣市、ふじみ野市、小川町、東松山市、北本市、宮代町、坂戸市、鶴ヶ島市、戸田市、春日部市、所沢市、熊谷市、長瀬町、川島町、川越市、伊奈町、鳩山町、上里町、三芳町、和光市、横瀬町、富士見市、新座市、幸手市、三郷市、久喜市、滑川町、朝霞市
千葉県	船橋市、富里市、白井市、印西市
東京都	千代田区、多摩市、板橋区、新宿区、世田谷区、調布市、国分寺市、練馬区、西東京市、三鷹市、大田区、八王子市、立川市、日野市、町田市
神奈川県	鎌倉市
新潟県	新潟県、佐渡市、魚沼市、弥彦村、村上市、柏崎市、新潟市、五泉市、妙高市、胎内市、刈羽村、南魚沼市、新発田市、見附市、聖籠町、小千谷市、十日町市
富山県	富山県、富山市
石川県	能美市、加賀市、宝達志水町、能登町、小松市、穴水町、羽咋市
福井県	福井県、坂井市、越前市、敦賀市
山梨県	山梨県、甲府市、笛吹市、富士吉田市、富士河口湖町、山中湖村、鳴沢村、西桂町、忍野村、南アルプス市、市川三郷町、上野原市、身延町
長野県	長野市、諏訪市
岐阜県	岐阜市、大垣市、本巣市、各務原市、飛騨市、瑞浪市、可児市
静岡県	静岡県、富士市、東伊豆町、南伊豆町、御殿場市、川根本町、沼津市、御前崎市
愛知県	愛知県、豊橋市、田原市、江南市、豊川市、西尾市、一宮市、蒲郡市、瀬戸市、安城市、名古屋市、豊田市、高浜市、春日井市、豊明市、岩倉市、新城市、長久手市、東海市、半田市、刈谷市、扶桑町、犬山市、尾張旭市、幸田町、日進市、北名古屋市、岡崎市、知立市、みよし市、稲沢市、清須市、大府市、小牧市、碧南市、東浦町、あま市、常滑市、弥富市、津島市、愛西市
三重県	名張市、東員町、鈴鹿市、亀山市
滋賀県	野洲市、近江八幡市、大津市、米原市
京都府	京都府、大山崎町、宮津市、精華町、京都市
大阪府	八尾市、和泉市、交野市、岸和田市、豊中市、門真市、箕面市、大阪市、枚方市、貝塚市、富田林市、摂津市、池田市、泉佐野市、柏原市

都道府県名	設置自治体名
兵庫県	兵庫県、洲本市、南あわじ市、淡路市、豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町、姫路市、福崎町、神河町、市川町、相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町、丹波篠山市、丹波市、明石市、加古川市、高砂市、稲美町、西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町
奈良県	奈良県、大和郡山市、生駒市、香芝市、葛城市、御所市、天理市
和歌山県	上富田町、和歌山市、すさみ町、橋本市、御坊市、美浜町、有田川町、由良町、串本町、みなべ町、白浜町、紀美野町
鳥取県	鳥取県、智頭町、倉吉市、湯梨浜町、伯耆町、日野町、三朝町、鳥取市、境港市、米子市、琴浦町、大山町
島根県	島根県、松江市、飯南町、浜田市、大田市、西ノ島町、雲南市、安来市、美郷町、江津市、出雲市、隠岐の島町、奥出雲町、益田市、知夫村、津和野町、邑南町、川本町
岡山県	岡山市、浅口市、井原市、笠岡市、真庭市
広島県	広島市、呉市、熊野町、東広島市、坂町
山口県	山口県、下松市、周南市、柳井市、宇部市、萩市、岩国市、山口市、美祢市、下関市、防府市、長門市、光市、山陽小野田市
徳島県	徳島県、板野町、上板町、徳島市、北島町、松茂町、吉野川市、阿南市、鳴門市、阿波市、勝浦町、神山町、石井町、小松島市、佐那河内村、上勝町、三好市、東みよし町、美馬市、美波町、藍住町、牟岐町、那賀町、つるぎ町、海陽町
香川県	香川県、高松市、小豆島町、東かがわ市、宇多津町、善通寺市、土庄町、丸亀市、坂出市、観音寺市、さぬき市、三豊市、三木町、直島町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町
愛媛県	愛媛県、久万高原町、伊方町、八幡浜市、宇和島市、松山市、新居浜市、松野町、鬼北町、今治市、上島町、愛南町、西条市、伊予市、大洲市、四国中央市、内子町
高知県	高知市
福岡県	福岡県、苅田町、筑前町、川崎町、大任町、粕屋町、大牟田市、春日市、中間市、岡垣町、篠栗町、大刀洗町、香春町、久留米市、飯塚市、豊前市、宗像市、太宰府市、嘉麻市、志免町、須恵町、新宮町、添田町、糸島市、水巻町、北九州市、久山町、芦屋町、吉富町、うきは市、直方市、鞍手町、福津市、小竹町、築上町、行橋市、筑後市、みやこ町、遠賀町、上毛町、大野城市、福智町、宮若市、福岡市
佐賀県	佐賀県、有田町、嬉野市、白石町、多久市、吉野ヶ里町、伊万里市、鳥栖市、神埼市、玄海町、鹿島市、太良町、武雄市、みやき町
長崎県	長崎県、東彼杵町、松浦市、雲仙市、南島原市、大村市、島原市、対馬市、平戸市、五島市、長崎市、杵岐市、波佐見町、佐世保市、佐々町、時津町、新上五島町、小値賀町、西海市、諫早市
熊本県	熊本県、菊池市、天草市、玉名市、水俣市、八代市、熊本市
大分県	宇佐市、九重町、大分市、中津市
宮崎県	宮崎県、宮崎市、都城市
鹿児島県	鹿児島県、鹿屋市、瀬戸内町、湧水町、鹿児島市、奄美市、南大隅町、知名町、和泊町、南さつま市、中種子町、南九州市
沖縄県	沖縄県、粟国村、宜野湾市

(参考) 都道府県、市区町村人口規模別の設置状況

	設置自治体数	総自治体数
全て	554	1788
うち都道府県	28	47
うち5万人以上	231	517
うち5万人未満	295	1224

※地方公共団体から2025年6月末日までに消費者庁に対して設置報告のあった協議会(広域連携による設置を含む。)

地方消費者行政の推進（第3章より抜粋）

第3章 多様な主体が連携して推進する消費者政策

1. 地方消費者行政の推進

(5) 地方消費者行政予算の拡充の促進と国の支援の充実

地方消費者行政には地方交付税措置が講じられている中、これまで消費者庁から各地方公共団体に対して一般財源の確保を促してきたところ、各地方公共団体の尽力もあり一般財源の総額は増加傾向で推移している。今後とも地方公共団体の首長等への働き掛けを継続し、一般財源の拡充を促進するとともに、交付金など国の支援を効果的に組み合わせることで、地方消費者行政の機能維持・充実につなげていく。

地方消費者行政強化交付金については、消費生活センターの立上げ等を支援してきた推進事業の活用期限が到来する中、身近な相談窓口の充実などこれまでの地方公共団体の努力によって築き上げられた行政サービスの水準が低下することのないよう適切な対策を講じるとともに、人口減少・高齢化の更なる加速、消費生活相談員等の担い手不足、デジタル化等今後の地方消費者行政を取り巻く大きな課題に対し、地域の実情に応じて適切に対応できるよう、支援の在り方についても見直しを行っていく。

地方消費者行政推進事業(旧地方消費者行政推進交付金)(補助率:定額)

平成20年度に創設された地方消費者行政活性化基金の流れをくむ地方消費者行政推進交付金と同様の支援措置として、令和7年度(人口5万人未満の市町村は令和9年度)まで活用可能(相談員人件費にも活用可)。

事業メニュー

- | | |
|---------------------|-------------------------------|
| 1. 消費生活相談機能整備・強化事業 | 5. 市町村等の基礎的な取組に対する支援事業 |
| 2. 消費生活相談員養成事業 | 6. 地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業 |
| 3. 消費生活相談員等レベルアップ事業 | 7. 消費者安全法第47条第2項の規定に基づく法定受託事務 |
| 4. 消費生活相談体制整備事業 | |

地方消費者行政強化事業

1. 重要消費者政策に対応する地方消費者行政の充実・強化 (補助率:原則1/2※)

事業メニュー

※自主財源化の充実への取組が不十分な地方公共団体に対し、一部3分の1の補助率を導入。(1)の新たな相談支援システムへの移行経費は定額。

- (1)消費生活相談体制の充実・強化(消費生活相談のデジタル対応(新たな相談支援システムへの移行に係る経費を含む。)、相談員業務のテレワーク化、指定消費生活相談員等による相談機能強化、対応困難者への対応力強化、広域連携の立上げ等)
- (2)配慮を要する消費者(高齢者、障害者、外国人等)に対する相談・見守り体制の整備・運用
- (3)消費者教育・啓発への取組
- (4)SDGsへの取組(エシカル消費、消費者志向経営、食品ロス削減等)
- (5)法執行体制の強化、事業者のコンプライアンス確保への取組

2. 国の重要政策に係る消費生活相談員等レベルアップ事業 (補助率:1/2)

研修メニュー

- | | |
|----------------------------------|-----------------------|
| (1)社会のデジタル化の進展・電子商取引の拡大への対応 | (4)消費者政策に関連する法改正等への対応 |
| (2)配慮を要する消費者(高齢者、障害者、外国人等)への相談対応 | (5)対応困難者への対応力強化 |
| (3)消費者教育・消費者政策の普及啓発 | |

3. 靈感商法を含めた悪質商法対策事業 (補助率:定額)

事業メニュー

- (1)消費者被害の防止・早期発見(消費者教育の推進・周知啓発、消費者安全確保地域協議会の構築、運営)
- (2)消費生活相談等の機能強化(消費生活相談の機能強化、悪質事業者等への対応強化)

地方消費者行政推進事業に係る財政措置の活用期間について

- 地方消費者行政推進事業における新規事業の開始は平成29年度までとしている。
- 各地方公共団体において長期的視点に立った体制整備を進められるようにするため、個別事業ごとの交付金の活用期間を定めている。
- 活用期間に沿って実施することにより最長で令和9年度まで交付金の財政支援は活用可能

自治体 類型	事業 メニュー	平成29年度	H30	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
		新規個別事業 の開始期限	平成29年度までに開始した事業を継続して支援									
通常自治体	①消費生活センター等 整備	地方消費者行政推進交付金活用期間【3年】										
	②消費生活相談員 (人件費、研修費等)	地方消費者行政推進交付金活用期間【7年】										
	③消費者教育・啓発 等 (※4)	地方消費者行政推進交付金活用期間【7年】										
小規模自治体 (※2)	①消費生活センター等 整備	地方消費者行政推進交付金活用期間【5年】										
	②消費生活相談員 (人件費、研修費等)	地方消費者行政推進交付金活用期間【9年】										
	③消費者教育・啓発 等 (※4)	地方消費者行政推進交付金活用期間【9年】										

※1 同上、平成29年度から開始した事業のみを扶持しているが、平成28年度以前に実施したものについても、交付金の活用期間の適用を受ける。

※2 小規模自治体とは、人口5万人未満、かつ財政力指数0.4未満の市町村

※3 廃止めの規定をおく自治体は活用期間2年短縮

※4 効率的な事業執行を表現する観点から、一定の制約(1事業あたりの限度額(1500万円))を設定

地方消費者行政活性化基金について活用期限は令和2年度末で終了。